

# 福祉医療制度のお知らせ

問い合わせ 国保年金課医療年金係 ☎内線31332

福祉医療制度は、子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭など、一定の要件を満たす人の医療費(保険診療分)のうち、自己負担しなければならぬ費用(入院時食事療養費、訪問看護、柔道整復師、治療用器具などの費用も含む)を市が負担する制度です。

※重度心身障害者の入院時食事療養費は、標準負担額減額認定証を入院の際に病院窓口で提示した場合のみ助成

医療費無料化は皆さんの税金で賄われています。この制度を将来にわたり維持していくためにも、制度の仕組みや目的などを理解の上、受診されるようお願いいたします。また、他の法律や制度によって医療費助成が受けられるときには、そちらの制度が優先となりますので、他制度のご活用をお願いします。

## 利用されている人へお願い

次のときには忘れずに手続きしてください。

▽健康保険の変更/障害の認定や等級の変更(重度心身障害者の場合)/同居や婚姻したとき(ひとり親家庭の場合)

## 県内医療機関での受診

県内で受診したときは、健康保険の被保険者証(保険証)と一緒に福祉医療費受給資格者証を窓口で提示すると、保険適用の診療であれば保険診療分の自己負担限度額までを市が負担するので窓口負担がありません。

ただし、医療費が高額になったときに限度額適用認定証をお持ちでないと、いったん窓口でお支払いいただく場合があります。入院などで高額な医療費が発生するときには、必ず加入している健康保険の限度額適用認定証の交付を受けてから受診してください。

## 県外医療機関での受診など

県外での受診や治療用器具を作成した場合は、保険証を窓口で提示して自己負担分を立て替

## 健康診査と人間ドック



自分の健康管理のために、年に1回、健康診査や人間ドックを受けましょう。

### 健康診査

対象者には4月下旬に受診シールや受診票を郵送します。受診の際は保険証と受診シール、受診票をお持ちください。※本年度、人間ドックを受ける人は受診できません

### 特定健康診査

対象 40歳から74歳までの国民健康保険加入者

### 後期高齢者健康診査

対象 75歳以上で後期高齢者医療保険加入者(一定の障がいのある人は65歳以上)

健診内容 身体測定、検尿、血圧、血液検査など

### 費用

無料  
実施期間 6月1日(土)〜12月末日

### 人間ドック

国民健康保険と後期高齢者医療保険加入者に、人間ドック費

用の一部を助成します。

※本年度、健康診査を受ける人は受診できません

### 国民健康保険人間ドック

対象 次の条件を全て満たす人  
①国民健康保険加入者  
②年齢35歳以上  
③国保税の未納がない世帯

### 助成額

2万5000円を限度に検診費用の3分の2

※結果によって、特定保健指導の対象になる場合があります

### 後期高齢者医療人間ドック

対象 次の条件を全て満たす人  
①後期高齢者医療保険加入者  
②本市に住居登録がある人  
③後期高齢者医療保険料の未納がない人

### 助成額

2万円

### 各助成共通事項

助成対象 日帰り人間ドック、1泊人間ドック、基本健診項目を含む脳ドック

※助成は年度内1回限り

申請方法 10月31日(木)までに保険証(受診者全員分)と印鑑を持参し、国保年金課国保係、

白沢・利根支所生活係へ

※来年3月末日までの受診が対象です。11月以降に受診予定

の人も期限内に申請を済ませ

てください

犬の登録と狂犬病予防注射日程表

対象地区	月日	受付時間	会場	対象地区	月日	受付時間	会場		
沼田地区	4月9日(火)	9:10 ~ 9:30	佐山町スポーツ場	沼田地区	4月16日(火)	9:15 ~ 10:30	十王公園		
		9:45 ~ 10:10	上発知町生活改善センター			10:45 ~ 11:25	利南公民館		
		10:25 ~ 11:00	池田公民館			13:15 ~ 13:50	薄根公民館(下沼田町)		
		11:10 ~ 11:20	奈良町農事研修所			9:00 ~ 9:15	平出集会所		
	4月10日(水)	13:00 ~ 13:30	岡谷町生活改善センター		白沢町	4月17日(水)	9:30 ~ 9:45	尾合集会所	
		9:15 ~ 10:00	久屋原町公民館				10:00 ~ 10:10	岩室集会所	
		10:15 ~ 10:45	横塚町公民館				10:25 ~ 10:40	生枝集会所	
		11:00 ~ 11:15	上久屋町多目的集会所				10:55 ~ 11:30	高平集会所	
	4月11日(木)	13:00 ~ 13:15	下久屋町公民館			利根町	4月18日(木)	13:00 ~ 13:40	上古語父集会所
		13:30 ~ 14:00	戸鹿野町公民館					13:55 ~ 14:10	下古語父集会所
		9:10 ~ 9:30	東倉内町公民館(沼女高北側)					9:30 ~ 10:00	伊香原地区集会所
		9:45 ~ 10:05	町田町水田転作研修所					10:15 ~ 10:45	平川集落センター
4月12日(金)	10:20 ~ 10:45	石墨町多目的集会所	利根町	4月19日(金)			11:00 ~ 11:15	高戸谷地区集会所	
	11:00 ~ 11:20	堀廻町構造改善センター					11:30 ~ 11:45	大楊生活改善センター	
	13:00 ~ 13:15	恩田町集会所(衛生センター隣)					13:00 ~ 13:40	利根支所	
	13:30 ~ 13:50	井土上町(下)公民館					9:50 ~ 10:00	二本松多目的集会所施設	
4月14日(日)	9:00 ~ 9:05	旭地区住民センター		利根町	4月22日(月)		10:10 ~ 10:40	多那農村婦人の家	
	9:15 ~ 9:20	横子住民センター					10:50 ~ 11:05	輪久原集会所	
	9:30 ~ 9:35	今井町住民センター					11:15 ~ 11:30	利根支所出張所	
	9:45 ~ 9:55	入沢公民館					13:00 ~ 13:10	国原ふれあい屋内運動場	
4月15日(月)	10:10 ~ 10:25	上川田住民センター			利根町	4月22日(月)	13:25 ~ 14:00	大原集会所	
	10:35 ~ 11:10	川田公民館					14:15 ~ 14:30	利根観光会館駐車場	
	9:25 ~ 9:45	碓田町公民館					9:00 ~ 9:10	穴原生活改善センター	
	10:00 ~ 11:30	利根沼田振興局(薄根町)					9:30 ~ 9:45	南部健康管理施設	
4月15日(月)	13:00 ~ 14:30	十王公園	利根町			4月22日(月)	9:55 ~ 10:00	横坂かる宅前	
	9:30 ~ 10:45	利根沼田文化会館駐車場					10:15 ~ 10:25	根利集会所	
	11:00 ~ 11:20	須賀神社					10:45 ~ 11:00	青木多目的研修施設	
	13:00 ~ 13:10	岩本公民館							
4月15日(月)	13:25 ~ 13:40	屋形原農村婦人の家							
	13:55 ~ 14:10	大竹公民館							

## 犬の登録と狂犬病予防注射



生後91日以上の犬の飼主は、生涯1回の登録と毎年1回犬に狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

右表のとおり、本年度の犬の登録と狂犬病予防注射を行います。

登録をすると犬鑑札が、狂犬病予防注射をすると狂犬病予防注射済票が交付されます。

### 費用

- ▽登録済みの犬 3,400円
- ▽新規登録の犬 6,500円

※市の委託を受けた動物病院でも犬の登録と狂犬病予防注射を実施しています

※登録のみ、または転入の場合は健康課窓口で手続きしてください

問い合わせ 健康課予防係(保健福祉センター内) ☎内線76207へ

福祉医療制度の内容と手続きに必要な物

種類	資格要件	必要な物
子ども	中学校卒業の3月31日まで	保険証、印鑑
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	特別児童扶養手当1級	証書
	療育手帳A・B1(B中)	療育手帳
ひとり親(母子・父子)家庭など	障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人	所定の診断書
	下記の①から⑥のいずれかに該当する、現に18歳未満の子を扶養している人とその子(18歳になって最初の3月31日まで) ①配偶者と死別し現に婚姻をしていない人/②離婚し、現に婚姻をしていない人/③配偶者の生死が明らかでない人/④配偶者から遺棄されている人/⑤配偶者が海外にいるため、その扶養を受けることができない人/⑥配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている人	本市に本籍がない人は戸籍全部事項証明書(謄本) 転入者は前住所地の課税・非課税証明書
	18歳未満の父母のない児童	父母のない事実を明らかにする証明

※いずれの場合も保険証と印鑑が必要です  
※要件を満たさなくなったときは、資格を喪失します

## #8000をご利用ください

県では、夜間や休日における子どもの病気への対処方法や応急処置などを電話で相談できる「群馬子ども救急相談」を実施しています。

子どもの急な発熱、嘔吐、腹痛などで医療機関を受診すべきか迷ったときには、気軽に電話ください。経験豊富な看護師などが対応します。

※医療行為となる診断や治療を行うものではありません  
※携帯電話からも利用できます

電話番号 #8000

## 沼田市不妊治療費助成事業のお知らせ

不妊治療の経済的負担を軽減するため、治療に要した医療費の一部を助成します。

### 助成要件

▽法律上の婚姻関係にある夫婦で、市内に1年以上住所を有する人

▽市税などを滞納していない医療保険加入者

### 助成対象

▽不妊治療費や不妊治療に付随する検査費など

▽医療保険適用外の不妊治療費

### 助成内容

▽助成額は当該年度内の不妊治療費の本人負担額の2分の1に相当する額(10000円未満端数切り捨て)

▽県が実施する特定不妊治療の助成と重複して市の助成を受けることができません。その場合は県の助成給付額を除いた額の2分の1となります

※上限額は10万円

▽申請は1年度につき1回とし、通算5回を限度とします

### 問い合わせ

健康課保健係(保健福祉センター内) ☎内線76205へ